

事務局長（内村定之君） 事務局長の内村です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長議員である野崎議員をご紹介します。

（年長議員野崎勇君、議長席に着く）

臨時議長（野崎勇君） ただいま御紹介いただきました野崎です。

地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、臨時の議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会 午前 10時02分

開会宣告

臨時議長（野崎勇君） ただいまから、平成23年第2回浜中町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

臨時議長（野崎勇君） 本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（野崎勇君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

臨時議長（野崎勇君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において竹内議員並びに加藤議員を指名いたします。

行政報告

臨時議長（野崎勇君） 以後の日程に先立ち、町長職務代理者から挨拶を兼ね、行政報告の申し出がありました。これを許します。

副町長。

副町長（松本博君） 本日第2回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議員の皆様には、この度の浜中町議会議員選挙においてご当選、誠にありがとうございます。今後の御活躍とまちづくりに一層の御指導をお願い申し上げます。先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

臨時議長（野崎勇君） 引き続きまして、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長（松本賢君） 教育委員会より行政の主なものについて報告を申し上げます。

（教育行政報告あるも省略）

臨時議長（野崎勇君） ここで、説明員である町幹部職員の紹介の申し出がありました。これを許します。

副町長。

副町長（松本博君） （職員紹介あるも省略）

日程第3 選挙第1号議長の選挙について

臨時議長（野崎勇君） 日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（野崎勇君） ただいまの出席議員数は12名です。
次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人を中山議員
及び菊地議員を指名いたします。
投票用紙の配付をいたします。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

臨時議長（野崎勇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

臨時議長（野崎勇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（野崎勇君） 異状なしと認めます。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、竹内議員より順次投票を願います。

（投票）

臨時議長（野崎勇君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

臨時議長（野崎勇君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。中山議員及び菊地議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

臨時議長（野崎勇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。

有効投票数12票、無効投票0票です。

有効投票のうち波岡玄智君12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、波岡玄智君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長(野崎勇君) ただいま議長に当選されました波岡玄智君が議場におられます。会議規則第33条2項の規定により、当選の告知を致します。

波岡玄智君。

議長(波岡玄智君) (議長承諾の挨拶あるも省略)

臨時議長(野崎勇君) これで、臨時議長の任務を終了いたしました。御協力ありがとうございます。

波岡議長、議長席にお着き願います。

(波岡議長、議長席に着く)

議長(波岡玄智君) これからの議事は、第1号の追加議事日程としてお手元に配付のとおりです。

日程第1 会期の決定

議長(波岡玄智君) 日程第1 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第2 選挙第2号副議長の選挙について

議長(波岡玄智君) 日程第2 選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(波岡玄智君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人に成田議員及び鈴木敏文議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

議長(波岡玄智君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(波岡玄智君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、野崎議員より順次投票願います。

(投票)

議長(波岡玄智君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。成田議員及び鈴木議員の立ち会いをお願い致します。

(開票)

議長(波岡玄智君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、鈴木 誠君12票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、鈴木 誠君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

議長(波岡玄智君) ただいま副議長に当選されました鈴木 誠君が議場におられま

す。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

鈴木 誠君。

副議長（鈴木誠君）（副議長承諾の挨拶あるも省略）

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（中止 午前10時39分）

（再開 午前10時48分）

議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

議長（波岡玄智君） 日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定いたします。
氏名と議席番号を職員に朗読させます。

議事係長（箱石雄彦君）（議席番号、指名朗読あるも省略）

議長（波岡玄智君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、今指定の議席にお着き願います。

会議を一時中止します。

（中止 午前10時49分）

（中止中、全員新議席に着く）

（再開 午前10時50分）

議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

日程第4 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

議長（波岡玄智君） 日程第4 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。常任委員会及び議会運営委員会の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済常任委員会委員に鈴木誠議員、竹内議員、菊地議員、野崎議員、川村議員、田甫議員。

社会文教常任委員会委員に加藤議員、中山議員、成田議員、鈴木敏文議員、石橋議員、波岡議員。

議会運営委員会委員に加藤議員、中山議員、成田議員、川村議員、田甫議員。以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

会議を一時中止します。

(中止 午前10時51分)

(再開 午前10時52分)

副議長(鈴木誠君) 中止前に引き続き、会議を開きます。

議長は除斥に該当しますので退席いたしました。

議長の常任委員辞任について

副議長(鈴木誠君) 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま社会文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会も出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例においても議長については、辞任を認めているところであります。

よって、社会文教常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

副議長(鈴木誠君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の社会文教常任委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時31分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般報告

議長(波岡玄智君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催した各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に菊地哲夫君、同副委員長に竹内健児君。

社会文教常任委員会委員長に中山真一君、同副委員長に加藤弘二君。

議会運営委員会委員長に成田良雄君、同副委員長に川村義春君であります。

以上のとおり互選された旨報告もありました。

日程第5 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について

議長(波岡玄智君) 日程第5 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

諮りします。

指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路公立大学事務組合議会議員には加藤議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した加藤議員を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました加藤議員が釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました加藤議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

加藤議員。

加藤弘二君 (当選承諾あるも省略)

日程第6 選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙について

議長(波岡玄智君) 日程第6 選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員には菊地議員、成田議員、野崎議員、石橋議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました菊地議員、成田議員、野崎議員、石橋議員を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました菊地議員、成田議員、野崎議員、石橋議員が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路東部消防組合議会議員に当選されました菊地議員、成田議員、野崎議員、石橋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

菊地議員。

菊地哲夫君 (当選の承諾あるも省略)

成田議員。

成田良雄君 (当選の承諾あるも省略)

野崎議員。

野崎勇君 (当選の承諾あるも省略)

石橋議員。

石橋節男君 (当選の承諾あるも省略)

日程第 7 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 8 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 9 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 10 報告第 4 号 専決処分の報告について

議長(波岡玄智君) 日程第7 報告第1号ないし日程第10 報告第4号を一括議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 報告第1号から報告第4号専決処分の報告について、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この度の専決処分は、一般会計、浜中診療所特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の補正予算に係るものでございます。内容といたしましては、去る3月11日発生の中日本大震災による津波警報発令に伴う、職員の超過勤務手当のほか、津波被害による公共施設の応急復旧に要する経費などを予算計上させていただきました。

一般会計ベースで説明させていただきますと、歳出では、1款総務費で、町村会負担金10万円の追加。4款衛生費の、浜中診療所特別会計繰出金で、職員11名と臨時職員5名の超過勤務手当89万円。水道事業会計繰出金で、職員6名分の超過勤務手当51万円。じん芥処理に要する経費では、今回の津波により発生した廃棄物の搬送に要する燃料費などで、42万円を追加し、衛生費全体で182万円の補正。7款土木費の下水道事業特別会計繰出金は、職員3名と臨時職員1名の超過勤務手当39万円。8款、消防費では、災害対策に要する経費で、避難所の対応のための臨時職員18名分の超過勤務手当46万8,000円など、全体で91万4,000円の補正。9款教育費では、その他体育施設に要する経費で、津波により冠水したスポーツ広場トイレの汲取料2万6,000円を追加。11款給与費では、一般会計に係る、超過勤務手当職員111名分883万円の追加。13款災害復旧費では、水産施設及び港湾施設の災害復旧費として、修繕料など合計で1,124万9,000円を新規計上いたしました。

一方、歳入につきましては、これらの歳出の財源として10款地方交付税の特別交付税2,332万9,000円を計上させていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、一般会計で64億4,396万7,000円、診療所特別会計で2億4,061万8,000円、下水道事業特別会計で7億4,182万9,000円、水道事業会計では、収益的収入及び支出の総額は1億7,058万4,000円となります。

以上、報告第1号から報告第4号まで提案の理由をご説明申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから、報告第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。8番竹内議員。

8番(竹内健児君) この7号部分ですけれども、特別交付税として、2,332万9,000円ですけれども、これが交付されているということで、その大半が職員手当と、それから災害復旧費に充てられるということになっておりますが、超過勤務手当については、災害時に出勤した超過勤務手当で全てなのか、それとも他の部分も含まれているのかどうか。この点を伺いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 全て災害時のみの対応に係る超過勤務手当でございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 8番竹内議員。

8番(竹内健児君) 災害時だけの超過勤務手当ということであります。そうしますと、まず第1点は、一般職員154名分の883万円。それから繰入金として衛生費からの繰入ですか、診療所特別会計に14名分89万円。それから、下水道特別会計に39万円。それから、水道特別会計に51万円。合わせますと、これが1,062万円というふうになるわけですが、この点については、そういう事でよろしい内容になったと。そういう事でしょう。

それともう1つは災害復旧費、これは水産施設と港湾施設というふうに分かれておるのですが、これは一般会計から、それを充当しているということでもよろしいですか。この特別会計から入った歳入から、これに充てているという事で理解してよろしいでしょうか。それとも別な形で補っている事になるのでしょうか。その点について説明もりたい。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 質問にお答えいたします。歳入につきましては、全て特別交付税が財源となっております。それぞれ一般会計から特別会計へ繰出す形で、超勤を補っております。

議長(波岡玄智君) 8番竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、超過分と災害復旧の部分を全部トータルしますと93.7%に充てられていると、その2,332万9,000円のうち大半が、この超過分と復旧費に充てられているという理解でいいのですね。分かりました。

議長(波岡玄智君) 11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) ただいまもありましたけれども、今回の震災に伴う超過勤務手当について、お伺いをしたいと思いますけれども、まず、今回の震災は金曜日に発生をいたしまして、土曜日、日曜日に掛けて避難誘導等行っておりますけれども、これに携わった町の職員は臨時職員も含めて全員だったのかどうか。その辺の確認をしたいと思います。それで、その職員それぞれの役割といいますか、避難された住民のみなさんの誘導とお世話、そういった事が大半だったかなというふうに思いますけれども、そういった面について分かればお伺いをしたいと思います。

それと休日出勤、あるいは夜間勤務それぞれ条例に金額が出ているのですけれども、中々私どもは、この条例を見て理解することが難しいものですから、ちょっと説明をいただきたいのですけれども、トータルで時間的にどのくらいの時間になっているのか。それと一人当たりの時間の単価、それぞれの給与によって多分違うのだろうというふうに理解するのですけれども、一番高い職員の方で幾らになっているのか、それと一番低い人で幾らになっているのか。その辺の事について分かればお願いしたいと思います。それと全体の時間のトータルですね。超勤に携わった職員の方というのは、最初から最後まで同じ時間に携わったのか。その辺の事についてお伺いしたいと思いますし、それからこの震災に携わって超過勤務手当を支給された、一人当たりの最高額というのは、どの程度だったのか。その辺についてお知らせをいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 超過勤務手当に係る職員の関係のご質問でございますが、まず全員だったのかという最初のご質問でございます。これにつきましては、こういう非常時といいますか大津波警報発令、津波警報からそうですけれども、正職員は必ず全員という形での対応を取っております。今回たまたま例えば出張中でありますとか、長期休暇中でありますとかという形の職員は3・4名おりますけれども、全員というふうに考えていただきたいと思います。

それから臨時職員につきましては、今までのケースでありますと、津波警報部分までにつきましては自宅待機といいますか、避難させていただいて勤務という事は今までの勤務では無かったのですけれども、今回大津波警報という事がありました関係、それから東北地方の色々な情報を鑑みまして全員ではないのですが、一部臨時職員につきましても、避難者の救済避難所の対応等に当たっていただいた臨時職員もおります。今は人数が正確ではないのですが11人程の臨時職員が対応しております。

それから、役割という部分でございます。それぞれ浜中町地域防災計画で計画しておりますとおり避難所に対応する職員、それから水門に携わる職員、避難誘導ですとか車の道路の交通整理ですとか駐車場の整備ですとか、それから町職員その他に消防署員、それから消防団員等それぞれ役割を決めておりまして、その中で対応していったという形になります。部門によっては足りなくなった所には、人を配置為直すという形には随時行っておりますけれども、防災計画の役割に則って活動しております。

それから、金曜日の発生で土曜日・日曜日という形まで当初津波警報が発令発表され、津波注意報から津波警報に、それから大津波警報という発表がなされ、それがまた大津波警報から津波警報に、それから津波注意報にという形でレベルと言ったらいいのですか下がっていった訳でありますけれども、11日の3時ちょっと前の地震からそういう形で、13日の日曜日まで注意報という形で発表されておりましたので、その注意報が解除されるまで町職員はそれぞれ対応をしていたわけですがけれども、ただ段階的に大津波警報から津波警報になった段階、それから津波警報から津波注意報になった段階、それから日曜日に、まだ津波注意報は解除になっていなかったのですが、海岸線の漁船ですとか漁具ですとか養殖施設等の被害状況を確認するために、まだ津波注意報解除前でしたけれども漁民の方が既に復旧作業にあたっていた関係もありまして、早く被害状況を確認しなきゃいけないという事で、日曜日に避難状況確認班というものを設置し、その方々につきましては注意報解除前ですがけれども、一旦自宅に戻って翌日の被害状況を調べる為に休憩をとってもらったという様な対応も取っております。

それで超過勤務手当、基本的に超過勤務手当は夜間ですとか祝祭日、土曜日、日曜日に超過勤務手当を支給することになっておりまして、今回専決処分例えば、一般会計につきましては883万円の予算を計上させていただいた訳ですがけれども、その中で先ほど申しましたように、多少いろいろな個人個人によって勤務の時間が多少違いますけれども3日間出っぱなしと言いますか、解除までトータルで最高44時間位の勤務をしていた職員もあります。それで一番高い方と、低い方という御質問でございますが、個人個人給料によって単価が変わってきますけれども、一番高い方で44時間勤務いただいた方で16万円弱、15万9千いくらかという形の超過勤務手当が支払われることになっておりますし、低い方と言いますか若い職員になるのですけれども3万4,000円くらい。その方はトータルで40時間も働いている訳ではございませんけれども、今の883万円の内訳としましては、高い方で15万9千いくらかと、若い方で3万4千いくらか

という形になりますけれども、それで超過勤務手当の内容のどんな形で出るかというご質問でございます。基本的には、職員の基本給にそれぞれ%を掛ける訳ですけれども、簡単に申しますと普段、月曜日から金曜日の勤務時間8時半から5時15分ですけれども、それを超えている部分夕方の5時15分から夜の22時までですけれども、それは職員の給与の1.25倍、1.25を掛けた数字。夜の10時から翌朝の5時までは1時間当たりの単価を出したものに1.5を掛けたもの。ですから10時までは1.25倍10時から翌朝の5時までは1.5倍。また翌朝の5時から平日であれば、8時30分までの関係は1.25倍という形になります。それが平日、月曜日から金曜日の通常の勤務時間の割合になります。その他、土曜日・日曜日・祝祭日につきましては、また割合が変わっておりまして、通常の朝の例えば5時から夜の10時までの間は1.35倍、1.35を掛けたものが単価となります。夜中から朝方にかけては、1.6倍という単価を掛けたものになりまして、通常の月曜日から金曜日までの勤務日と土日、祝祭日等の単価につきましては若干違いがありますけれども、そういう形で試算しております。

ただ今回、連続3日間近く44時間最高となっておりますけれども、この基準につきまして、1カ月当たり60時間を超えますと、また単価が更に0.25上乗せになる計算がありますけれども、今回はひと月60時間を超えておりませんので、その通常の単価で試算になっております。

議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

11番（鈴木誠君） 先程ひとつ聞き忘れたのかも知れませんが、それぞれ最高額が15万9,000円ぐらい、最低額が3万4,000円ぐらいというようなお話があったかと思っておりますけれども、職員平均しますと、どのくらいになりますか。簡単にもし出せればお伺いしたいと思います。

それと、この予算質疑ですから、その内容について色々御説明をいただきまして、ある程度理解は出来るのですけれども、たまたま今回の災害発生が、土日に掛かったということで、こういう金額になったという事もあろうかと思っておりますけれども、非常に職員の方々は御苦労されて住民の安全を守ったという点では敬意を表したいと思っておりますが、一般の町民の方々は大変、特に海岸方面では大きな被害を受けられておる訳ですし、また、ある自治会ではその避難者の世話のお手伝いもボランティアでされたというお話も聞いております。率直に町民の感情と申しますか思いとしまして、こういう災害時に

職員の方々が携わって、これだけの仕事をされた事は評価できますけれども、わずか2日ぐらいで超勤手当が16万円にも上る様な金額が支給されるということについて、一般常識的にどういうふうにするか。その辺のことは、やっぱり今後、考える必要があるのかなというふうに思います。通常の勤務の中に超過勤務手当というのは、それは分かれますけれども、こういった災害時におけるこういった給与の支払いの方法というのは、如何なものかなというふうに私、個人的には思うのですけれども、超勤手当について、他の町村の条例等も見ますけれども、殆ど変わらないような状況でありますから、浜中町は突出しているのでは無いという事は理解できます。そういう事で一般的に常識的に考えた時にどうなのかなという思いで、その辺の見解を副町長にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） ただいまの最初のご質問でございます。平均でどのくらいになるのかという事でございます。全部で一般会計、それから特別会計含めまして132人くらいいらっしゃいますけれども、全部の会計を合わせた平均で試算した数字がありますので、それを平均で1人当たり8万833円の計算になっております。先ほど申しましたけれども、高い人で15万円ちょっと。若い方で3万4千円ちょっとの平均が8万いくらかという形になります。時間数もちょうと平均を出しましたけれども、28時間くらいの平均になっております。

それから次の、議員おっしゃられます漁民の方が復旧に携わっている、それから例えば、今回浜中町ではないのですけれども、東北地方それから関東地方の被災地におかれましては、無給でボランティアさんが一生懸命ボランティアに努めているという中で、町職員の働いた分は当然、労働者の権利という形での超過勤務手当の基準が決まっております、そういう形で浜中町もきちんと試算した訳ですけれども、一般住民感情としてどうなのかという形あります。皆さん災害受けて一所懸命やっている中で、こういう形でたまたま浜中町につきましては先程言った金額になりますけれども、報道の部分しか聞いて無いのですけれども、東北地方では例えば1ヵ月200時間とか超過勤務手当を支給するに当たって、ある一部の市ではそれを管理者が半分に、今、議員おっしゃったような住民感情の基に、超勤勤務手当を50%に減額したというような報道もありましたけれども、ただ、それは法律上労働基準法上好ましくないということで、県の方から指導があって元に戻すという形になったそうでございますけれども、議員おっしゃられる

思いといいますか、皆さん被災された方のお金ももらわず被災の復旧に当たる人、それから無給でボランティアに当たる方、その中で公務員という私どもが超過勤務手当をまともにもらうという、一般住民感情に複雑なちょっと思いはありますけれども、今の基準で支出している訳です。

ただ今回の、この未曾有の大震災の中で、こういった部分をこれから論議の中に入るかと思えます。例えば、今言っている事と逆になるかも知れないですけれども、一般の職員につきましては、超過勤務手当という形で対価として支払われるのですけれども、管理職につきましては、対価が支払われません

ただ、本当にうまく交代、交代で出来るような業務であれば可能でしょうけども、なかなか小さい市町村ではそういう交代、交代という事も出来ませんので2日3日連続して先程、一般職員で一番多い時間44時間というお話をしましたけれども、管理職につきましては、もっと長く時間は押えていなかったのですが当然、うちの場合も勤務しておりますし、東北、他の市町村につきましても、そういう形となっておりますので、今後この未曾有の大震災の中でまた新しい考え方というか、そういう形で超過勤務手当の支給のあり方ですとか、そういう管理職の無給のあり方ですとかという論議になっていくのではないかなという思いを私個人としては持っております。以上です。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本博君） 今回のこの大震災でありますけれども、本当に今まで、かつてこんな経験をした事はありませんでしたので、こういう結果に今なっていますけれども、今まで大震災絡みでの、この超勤の額というのは初めてのケースだというふうに私共も捉えております。それと今、職員の超勤の関係でありまして、その勤務体制も含めて初めての経験、確かに非常配置の計画というのも作ってありました。実際に、その事がしっかり機能したのかというはまだ十分ではなかった。各課の色々な事、課題を残した災害対策本部だったなというふうに思っております。

ただ、この超過勤務手当を払うということについては、今の段階では法的にも払う事になっていきますので、そういう事は当然、払わなければいけないのかなというふうに思っております。今、言った住民感情のことからすると、複雑な思いも当然あるのも事実だと思っております。

今回、是非今後こういう事が二度と遭っては欲しくない訳ですから、そんな事はあまり考えたくはないのですけれども、その事も含めて管理職、今日説明員として座ってい

る人達はお金が出ませんでしたので、せめて手当ぐらい含めて検討しないといけないのかなというふうに思っておりますし、これからの課題として、ちょっと位置づけて防災対策も含めて、今後、検討していく課題だと思っておりますので、これからの課題だというふうに位置づけて行きたいと思えます。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今の給与費の件につきまして、殆ど質問、ご答弁で理解されました。管理職の勤務時間についてもお話されてましたね。それで、今回の災害を通して私は職員始め管理職の皆さんの、この団結とかそういう面では十分機能されたのではないのかなと思うので、その辺の評価をお聞きしたいなと思えます。超過勤務手当が法に基づいた中で、支給されて大変多いと住民感情からすれば、それでどうなのかという疑問もあると思えますけれども、私はそんなふうにはちょっと考えて無かったです。理由は家族を置いて職務に専念するというそういう職員の方が多かったように私は思うんです。私はお世話になった方です。避難所で本当に手厚く色々、みんなが暖かい思いをしながら食事もして、そういう中で職員の若いお母さん子供連れで最後まで避難して、みんな避難所から帰って行くのですけれども、それでもお父さんが職場で頑張っているから、私は警報解除されない中では帰れないと言って最後まで残っていたという、そういう家族はともあれ町民の安全ということで専念されているという、その辺は今回の災害を通じて住民にとってはとっても有難いことだなと思うのです。

先程の質問で実際に大津波警報が出された中で、普段想定していたそういう対応策ですが、その評価が簡単で結構ですので述べていただきたいと思えます。2点目ですが、次のページの21ページ、これから後ろの方にも、この修繕費だとか応急手当的なそういうものがあるので、この修繕用材料だとか、水産施設災害復旧に要する経費で300万円とか35万8,000円とか、それから次のところの港湾復旧という事で修繕料228万円。それから工事請負451万5,000円。材料費107万2,000円と出ておりますが、ここの部分をちょっと具体的に場所、どういう応急措置をしたのか。その辺のところの説明をお願いしたいと思えます。

議長（波岡玄智君） この際暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時10分）

（再開 午後13時00分）

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号の質疑を続けます。

総務課長。

総務課長(上田幸作君) 10番議員さんの御質問の最初の部分についてお答えいたします。

この度の災害対策に関わる評価をどのように考えているかという御質問でございます。抽象的な御質問ですけれども、全体的に災害対策に携わっている担当者としてお答えしたいと思いますけれども、全体の評価として、どうであったかという事ですけれども、全体と言えることは、やはりまだまだ沢山の課題があったのかなというふうに感じております。例えば、災害対策本部の設置ですとか、それから速やかに水門陸闔閉鎖出来た事によって1軒だけ浸水被害はあったのですが、住宅地への浸水がなかった事などにつきましては、大変良かったなと思っておりますけれども、ただ、これも東北地方の津波の高さを考える時に浜中町の場合は防潮堤があっただけで、それで良かったなという思いがしておりますけれども、もっと大きな津波が襲った時には、どうなるのかなという本当に不安を持っております。

それから、いろんな課題がたくさんある訳ですけれども、例えば避難者、避難された方がまだ大津波警報解除になる本当は津波警報という、災害の恐れのある警報が出ている段階においても自宅に戻ったり、海岸線にちょっと状況を見に行ったりという様な事があった事につきましては、もっと何か良い方法がないのか津波の怖さを周知、啓発しなければならないのかなというふうな反省点でもありますし、それから避難所におけます食糧の配布ですとか毛布の配布ですとか、それらにつきましても出来る限り職員、それから消防団、地域の方一生懸命やっていた訳ですけれども、まだまだ行き届かなかった箇所もあつたりして、その点なんかも反省点として捉えております。

その他、今まで3日くらい災害があつてから2・3日すれば色んな行政、国、北海道等の支援が受けられるというふうに思っていた訳ですけれども、今回その東北地方の震災を見ますと、1週間とか10日とか2カ月経つ訳ですけれども、まだまだ復興が進んでないという現状を考えますと、その2・3日みんな我慢してくださいと今まで言ってきた事が、やはりこれからは改めると言いますか別な考えにしなければいけないのかなという事も考えております。何といたっても一番、浜中町独自で課題というふうにご覧になっておりますのは、新川橋とそれから琵琶瀬橋とそれから湿原センターの寿磯橋に挟まれております

新川の新川地区の一部、仲の浜地区それから琵琶瀬地区につきましては、避難してくださいと言っても避難する場所までかなりの距離があります。例えば琵琶瀬方面の高台に行くにしても、それから湿原センターの方の高台の方に行くにしても、霧多布の方に来るにしても3つの橋に囲われておりますし、近くに高い建物、高台がありませんので何といっても一番その津波で怖いというふうに住んでいる方が、一番思っているかと思えますけれども、担当としても是非あそこら辺に避難高台といえますか、この大震災の起こる以前に考えていた事は具体的にイメージとしては、国道の酪農展望台のような本州、四国とか東海地方にも数年前から避難タワーという物が設置して、緊急的に一次避難場所という形で避難タワーというものがありますけれども、この震災の前は浜中町としても、そのようなものがないかどうか検討してきたところです。

ただ、その避難タワーの高さですとか収容人数なんかを考えると、本当に小さい2m、3mくらいの津波であれば、高さは7mから10mくらいの酪農展望台のようなタワーを造れば、何とかそこに駆け上がれば身の安全を守れるのかなと感じておりましたが、今回の東北地方等の浜中町にも襲った津波なんかを考える、それから学者ですとか、報道なんかでも浜中町の500年間隔地震で10mから8mの予想をされております。そんなことを考えると、今酪農展望台の様なタワーでは到底間に合わないというふうに感じておりますし、これから色々な形で、今回の対応につきまして役場職員の中でも、今の色々な課題を集約しようというふうにしております。それで浜中町地域防災計画の見直しに向けて、その色々な課題を拾い上げて、今後も対応して行きたいと思っておりますので、評価としては決して十分な対策、活動ができたというふうには担当としては、考えておりませんのでお答えいたします。以上です。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) 議案の19ページの水産施設の災害復旧に要する経費33万5千800円の関係でございますけれども、今回の災害復旧に伴い、暮帰別の漁船保全施設あるいは隣の暮帰別沼のアサリ礁、それと7つある漁港の災害復旧というか、仮復旧に要する経費の300万円をここで計上させていただいております。

それと、原材料費で35万8,000円につきましては、各漁港用地の採石補修という事で35万8,000円計上。それと21ページの港湾施設の災害復旧に要する経費78万9千100円につきましては、需用費で港湾施設用地の補修で200万円。それと照明灯で28万1,000円の22万8千100円。役務費につきましては、港

湾トイレの汲取りが2万3,000円。工事請負費451万5,000円につきましては、霧多布港湾内にあります漁船巻き揚げ施設の補修費として451万5,000円を計上しております。

また、16節の原材料費107万2,000円につきましては、港湾施設用地の砕石補修ということで計上させていただいたところでございます。後段の3月31日付の専決で提案させていただきますけれども、当初概算ということで300万円と270万円という事で、漁港、港湾でそれぞれ計上しておりますけれども、8号の方で、その修正もさせていただいているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 10番加藤議員。

10番(加藤弘二君) 前段の災害関係の評価の事について説明をいただきましたけれども、今説明を聞きながら大事なポイントがきちんと押さえられているなど。そしてまた今後も各課で反省といいますか対策を練るといような事でありまして、私たちが今後の通常の議会でこういう問題にも触れて細かくやって行きたいなとそんなふうに思います。

それから水産関係と給与の関係で、私質問いたしましたけれども、この浜中町のお金の面で、上にこの申請をしておけるとこの対応が、私はとっても早かったなと思うのです。注意報が解除されてから被害調査に入った。それから、どのくらいの金額だというのも浜中町の損失について20数億円という形で当初出ていて、とっても早い対応だなと私は思いました。

それで、現在の給与費の883万円やあるいは水産施設災害復旧費300数十万円、これらについてのものなのですが、これはこちら側から被害はこのくらいあったという事に申請といいますか、そういうものを上にあげて被害届けの様な形によって、これこれのお金がおりにきたのか。総額として、おりにきたものを浜中町が振り分けて、この様にした物なのか。その辺お聞きしたいなと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ただ今の質問にお答えいたします。この度の被害に対する今、議員上からおりにきたというお話ですけれども、これは特別交付税が交付されたものが財源になったという事で、先程ご答弁しましたけれども、この特別交付税は平成22年の浜中町の確定額でございます。当初の予算額、特別交付税は2億1,000万円の予算計上でありまして、確定額は2億7,929万7,000円ということで、この

災害があったから特別に交付されたものではございません。平成22年度の浜中町の特別の事情で交付されたものでございますので災害があったからとかという、そういう考えではございませんので御理解いただきたいと思います。更に今回の災害につきましては、平成23年の特別交付税の算定の時に23年の交付分として交付される予定はありますけれども、この財源につきましては、あくまでも当初予算計上していなかった部分のものを充当したという事で御理解いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 私、驚いているのですが、こういう災害が起きたその事で特別交付税が8号議案にも出ているのと総額6,900万円。それが特別交付税として出てきたと。そんなふうに理解していたのですが、そうではなくて年度末でこれだけの特別交付税が出てくるというのは、普通交付税に対して特別交付税が普通よりも相当多い形で交付されているということについては、どういう関係で今年は多かったのか。いや今年だけではなくて、通常多かったんだというようなことであれば、それでも結構ですけど。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

財政課長(松橋勇君) ただいまの質問にお答え致します。まず交付税というものは既に御案内のとおり普通交付税と特別交付税の2種類がございます。国の予算の中では、普通交付税は全体の94%。残りの6%が特別交付税として各市町村に交付しようとして、特別交付税の会計の中で予算組みをされております。浜中町におきましては、地財計画によりまして普通交付税はおおよそ前年の何%増し、あるいは特別交付税についても前年の何%増しという、そういう国の地方財政計画というものがある訳でございますけれども、浜中町の特別交付税の予算計上額は、毎年2億1,000万円という事で定額化しております。

それは、日本全国で色々な災害がありまして、浜中町に一体幾ら交付税が来るかというのは前年の予算組みする時には、まだ不透明な部分がございますけれども、とりあえず2億1,000万円ということで予算を計上しております。それが特別交付税は12月交付分と3月交付分、2回の交付に分かれておりまして、3月に交付された金額をもって確定数値といたします。先ほど申し上げた数字と重複しますが、浜中町における平成22年度の特別交付税の当初予算は2億1,000万円。それが3月の実績におきましては2億7,900万円程、差額が6,900万円程多く交付されております。その

ことは22年度中の補正予算の中で必ず増額補正しなければならないものでございます。それで、例年3月の時期に特別交付税が確定した段階で、他の譲与税関係と共に3月31日の専決でもって増額の補正をするというのが、浜中町の特別交付税に対する予算のみの考え方でございます。でありますから、この度の災害にちょっとタイムリーと言いましょうか、本来であれば財政調整基金などを取り崩して、今回の財源に充てなければならなかったものが、たまたま特別交付税の交付時期と確定の時期と、こう同じような時期であったという事から、あたかも国で今回の災害に早急に対応されたような印象を受けますけれども、全く違うものでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 災害にかかわる予算にかかわっての質疑です。

今の話は特別交付税の性質についての質疑になり兼ねませんので、そういうことを考慮しながら御質問していただきたいと思います。

加藤議員。

10番(加藤弘二君) 全く私考え違いをされていて、特別交付税というのは災害が起きたから特別に交付されたというふうに見たら、そうではなくて災害が無くてもそれは特別交付税として交付される予定だったと、そういう理解で終わります。

議長(波岡玄智君) 7番川村議員。

7番(川村義春君) 17ページのその他一般行政に要する経費、負担金補助及び交付金の町村会負担金に関連してご質問させていただきたいと思いますが、その前に明日で2カ月を迎える東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げると共に東北各県及び本町の被災者に対し、お見舞いを申し上げるところでございます。

また、町長の早い対応を願うと共に、不在の中災害対応など町政業務の執行に当たって、副町長筆頭に職員の皆さんの御努力に対して敬意を申し上げまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず町村会負担金、今回専決処分で10万円を計上してございますけれども、これにつきましては、後ほど提案される新年度予算の第1号議案で50万円の予算が計上されておりますが、これについては町村会で取りまとめをするという事でありまして、当然、未執行という形で終わるものというふうに思っておりますが、その考え方でいいのかどうか。その辺を確認したいと思います。

それと、今回の補正については、全て災害対応に掛かる補正でありますけれども、緊

急に対応が必要であった災害見舞金の補正につきましては、3月議会定例会の追加議案で500万円の追加議決がされております。当初予算と合わせると550万円の予算だったというふうに思いますが、そこで既に見舞金の支給を終えているというふうに思いますが、そこで伺います。支給に際しての被害調査をどのように確認をされていますか。

それから支給実績についてお聞きしたいのですけれども、災害見舞金支給規則別表があります。別表の区分ごとに、例えば住宅であれば床上浸水が何件ありました。それから漁船については、全壊あるいは流失が何隻ありました。半壊、半流出について何隻ありましたか。それと併せて倉庫さらに乾燥機小屋についても別表1で規定があります。これも全壊、全流出、半壊、半流出というふうになってございます。その内容について御説明をいただきたいと思ひますし、見舞金の総支給額が幾らであったのか。そして550万円に対して幾ら執行残が残っているのかを、お聞かせいただければと思ひます。以上です。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 議案書17ページ上段の町村会負担金10万円の考え方でございますけれども、議員さんおっしゃったように後程、提案を予定しております町村会負担金50万円との関係でございます。当初災害が3月11日に起きた後に、管内町村会におきまして各町村10万円ずつ、以前新潟地震災害の時にも管内町村10万円ずつの負担金で町村会としてお見舞い申し上げている関係もありまして、今回の当初お話として持ち上がったのが、この10万円という金額だったものですから3月25日の専決処分におきまして、この10万円を22年度で予算専決処分させていただいたところでは、議員おっしゃるように、後程23年度の補正予算で50万円。その後、町村会におきまして、各町村50万円ずつ7町村で350万円。それと町村会の持ち分250万円合わせて、合計釧路町村会では600万円の金額を東北三県に200万円ずつ見舞金として渡そうというお話に決定したものですから、議員おっしゃるとおりこの専決処分につきましては、未執行という形で残る形になります。御了解いただきたいと思ひます。以上です。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) この度の地震、津波災害にかかわるお見舞金に関しての御質問をいただきましたので、お答えをしたいというふうに思ひます。

まず支給に対する調査ということでございますが、先程、総務課長お話したとおり災

害後、災害対策本部においても、災害調査を進めさせていただいております。各関係部局において、調査していただいた内容について当課として集約をして災害見舞金を支給する訳ですけれども、まず災害見舞金の区分毎の内訳ということでございました。それにつきましては、災害見舞金の支給規則第1表本則に基づいて通常は災害見舞金の方、火災だとか、船の全壊、半壊だとかという形で支給をさせていただいておりましたが、平成15年と6年と7年ですか、釧路沖東方沖の際にも別に、別表を定めさせていただきまして、その別表の中身において見舞金の支給をさせていただいております。

今回におきましても、その別表を5という形で附則で設けさせていただいて、被害額100万円以上については5万円、それと10万円以上100万円未満については2万円という形で支給をさせていただいております。2表、3表、4表においては、今まで地震の被害が大きくて地震の方に特化した形での建物に対しては100万円以上について見舞金の対象としておりましたし、負傷された方、入院通院された方、怪我をされた方、そういう方についての支給もさせていただいておりましたが、今回は地震に対する被害はなくて、津波の被害に対する被害がほとんどであるという事から津波に特化した形でのお見舞い金というふうになっております。本則に基づいて支給するのであれば漁船、住居に終わってしまう訳でございますが、今回については水産の関係で干場、資材、養殖施設などの被害が大きいということから、それらも含めて被害の見舞金の対象としております。中身でございますが、住居としては全壊が1件、それと全壊以下については1件、それと漁船については全壊が6隻、全壊以下一部損といいますが、半損くらいにはなるのでしょうか、それが61件、倉庫で20件、干場で39件、漁業資材の関係で6件、ウニの養殖施設で49件、昆布の養殖施設で12件という形で被害がまとまっております。全体的に被害額が100万円以上の部分については5万円の見舞金ですが84件のお見舞。それと100万円未満10万円以上の部分については2万円という形の見舞金で44件、合計128件の見舞金を支給する事としております。

総額につきましては、508万円ということでございます。既定の予算を含めまして、先程お話ありましたとおり55万円の予算を持っておりまして、現在の執行残については37万円。規定の予算に対して執行額については37万円となっております。いずれにしても、今まで漁業の資材、養殖施設などについて津波の影響に対しての見舞金は支給しておりませんでした。今回は余りにも被害が甚大だという事で、水産の関係についてお見舞いを差し上げることとしておりまして、本日から支給というか、お見舞いに

伺っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 川村議員。

7番(川村義春君) 大変詳しく説明をしていただきまして、誠にありがとうございます。

まず1点目の部分については了解をいたしました。全体で600万円を東北三県に見舞金として交付するという内容で今回の10万円については、未執行あるという事のようにございます。それから2点目にお聞きした別表1の関係ですけれども、別表1に変わるものということで、今回別表5を新たに作って津波被害に特化して見舞金を支給するという事は、誠に時を得た対策だったなというふうに私はとても評価をしております。100万円未満の方については5万円で84件と10万以上100万円未満が2万円の支給、これで44件128件の御見舞いを今日から支給をされるということでありました。本当に時を得た見舞金の支給の仕方だというふうに思っておりますけれども、私、当初そういうことを想定しておりませんで、別表1のままで行くとすれば、その中に被害区分を更に細かく分けて、例えば干場の被害があった場合に出すだとか、あるいは漁船だけではなくて、漁船の動力船そのもの機関それから船外機、あるいは商工機器等についても見舞金を区分に加えて出したら如何かなと思っております。

ただいまの答弁を聞いていますと、被害総額に対して見舞金を支給するということがありますので良く理解をいたしました。それで今回、この見舞金の支給に当たって広報を活用して町も、これだけ住民に対して町内の被災者に対して、応急援助をしているよという事を広報等を通じて知らしめる報告をするという必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) もっと本当は迅速に見舞金をお支払い出来れば良かったのですが、色々な被害状況を把握する上での難しさというか養殖施設ですと、個人のを特定するのが大変だったとかという事で被害の状況を把握するのに、担当の方に御苦勞をいただいたと思っております。

今まで、地震災害において何度も見舞金を支給しておりますけれども、今までの災害に後れをとらない早さというか時間で、まずは支給出来た事が良かったなというふうに思っております。御質問の広報を活用した支援態勢だとか、見舞金の内訳等を広報に載せ

ていくべきではないかという事でございましたので今後、被害の状況だとか広報に載せる時期が来ると思います。その時に検討させていただければと思います。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから報告第3号の質疑を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから報告第4号の質疑を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

議長(波岡玄智君) これから報告第1号の討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第2号の討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

これから報告第2号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

議長(波岡玄智君) これから報告第3号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

これから報告第4号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第11 報告第5号 専決処分の報告について

議長(波岡玄智君) 日程第11 報告第5号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 報告第5号 専決処分の報告について議案の理由をご説明申し上げます。

この度の平成22年度一般会計補正予算第8号の専決処分につきましても、特別交付税・地方譲与税など国や道からの交付金の決定があったことによる歳入の予算補正と、歳出においては財政調整基金への積立金の追加、除雪費の減額などのほか、災害復旧に要する経費の一部組み替のため、3月31日付をもって予算の補正を行ったところであります。

補正の内容を申し上げますと、1款総務費で、電算システム運用に要する経費は、道自治体情報システム協議会負担金の平成22年度不足分として335万7,000円を追加。基金積立金は、財政調整基金積立金として5,730万円を追加。5款農林水産業費の下水道事業特別会計繰出金は131万7,000円の追加。7款土木費では、町道維持管理に要する経費で町道除雪業務委託料220万円、町有建設車両に要する経費で修繕料200万円をそれぞれ減額。下水道事業特別会計繰出金は20万円の追加。8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で大津波警報発令に伴う消防職員の超過勤務手当として222万6,000円の補正。13款災害復旧費は、報告第1号で御承認いただきました、水産施設及び港湾施設の災害復旧費の予算を一部組替えさせていただくものであります。

一方歳入では、2款地方譲与税、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金の追加・減額は年度末における交付額の確定によるもの。10款地方交付税は、特別交付税の決定による未計上分、4,596万8,000円の追加。20款諸収入は、町預金利子16万1,000円の追加。21款町債は、事業費の確定による変更により80万円の減額となります。これにより、補正予算額は6,020万円の追加となり補正後の総額は、歳入歳出それぞれ65億416万7,000円となります。

次に第2表繰越明許費補正につきましては、行事用テント購入事業にあたり、財源として予定しておりました、特定防衛施設周辺整備調整交付金が国において繰り越されることに伴う追加であります。

次に、第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業の借入限度額の変更に伴う補正でございます。以上、報告第5号の提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番竹内議員。

8番(竹内健児君) 特別交付税の関係ですけれども、先ほどの話で分かったのですが、特別交付税追加増額されるというのは、どういう状況という事で追加されるのか。追加増額されないのか。その点について伺いたいという事がひとつと、それから3月議会の時に留保財源という言葉が使われて、7号と8号の特別交付税を出しますと6,929万7,000円あるのです。これが留保財源という形で8号議案では、これから歳出の内訳として基金積立という事で5,730万円財政調整基金に積立てられたという

事ですね。

そうしますと、この財政調整基金積立てる場合は、これは年度末で決算が一定の見通しが出来た段階で積立てているのか。それとも、それまで行かないでも途中で積立てることが出来るのかどうかという事と、それから調整基金を取崩す、これはいつでも崩せるという事ですか。その点についてお聞きしたい。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 特別交付税の歳入についての御質問にお答えいたします。

先程の報告第1号と重複する部分があると思いますけれども、改めて特別交付税の全体像について少し御説明致したいと思います。浜中町の平成22年度の特別交付税の予算計上額は2億1,000万円でございます。これは、先程も申し上げました通りでございますけれども、それが実際3月の確定額におきましては2億7,900万円という事で6,900万円程予算よりも多く交付決定になっているということでありまして、これは先程も申し上げましたが、3.11の災害に充てるものという事の交付では無く、あくまでも22年度の浜中町の特別の財政事情に基づいて交付されたものであることをまず御理解いただきたいと思っております。

それで、毎年3月31日付で特別交付税の補正を行っております。これは、概ね増額補正が殆どであります。と言いますのは、財政担当といたしまして歳入につきましては、歳入欠陥は現にこれを慎むべきで、出来れば予算よりもオーバーする実績であってほしいと、そうしなければ中々歳入歳出のバランスが取れないという事で若干交付税につきましては、特に金額が大きいものですから地財計画よりも控え目な予算を組んでおります。結果として6,900万円程多く、これは実に全体の32%程アップになっておる訳でございますけれども、こういう予算組みであるという事を、まずご理解いただきたいと思っております。

それで、歳出につきまして69ページの基金積立金で5,730万円を財政調整基金に積立てようとする予算でございますけれども、この積立ての時期あるいは取り崩しの時期につきまして、特に法律で定められているものはございません。それで決算剰余金が出るというのは5月31日付のお話であります。この時期につきましての決算剰余金はその年のと言いますか、年度で言いますと23年度の6月なり9月なり12月のそれぞれの補正財源に充てるべく留保してございますので、5月31日付の決算を迎えて剰余金が出たからといって財政調整基金に積むという、そういう予算組みには今のとこ

る想定してございません。たまたま今回の財政調整基金に積むというのは3月31日付の補正でございますから、これは財政調整基金に積んでおいて不足の支出に備える本来この資金の目的といいますか、そういうことの為に積立てるものでございますので、そのルールに従った積立てをしてございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) 概ね理解をしたのですが、問題は財政調整基金を途中でどんどん積んでいって、そして決算時に譲与金が圧縮されるという結果が出る前に、その2分の1以上を財政調整基金に積立てるという規定があります。そういう事が出来るのかという事です。今、この8号議案の中で言われているのは5,730万円を積立てると。実際には決算でその2分の1というのは、この場合が黒字になるかどうかと普通は考えるのです。そうではないという事で、ちょっとそのあたりが良く呑み込めないのが2つありますね。

それから確かに、当初予算で少なめに計上しているのだというお話だったんですね。今のお話だと2億1,000万円特別交付税の予算化しているのだと。私は追加増額になる特別予算というのは、どういう条件の元で出る、これはひとつある当初予算を低く抑えると実現は、確定させた時にはその差が入ってくるという事になるのでしょうかけれども、その他に追加増額が付く特別交付金というのは無いのですか。どうですかという事です。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) ただ今の決算剰余金のいわゆる地方財政法の6条かと思っただのですけれども、前年度の剰余金につきまして翌々年度の2年間で、その2分の1を財政調整基金に積立てなさいというそういう規定がございます。

それと報告第8号の今回の5,730万円の積立ての関係でございますけれども、決算剰余金というのは5月31日でなければ確定しません。それでこの5,730万円をもしこの段階で財調に積まなかったならば、おそらく5月31日の決算の数字は例年4,000万円あるいは5,000万円の剰余金が出ることを私どもは想定しております。それでも3月31日に、この補正で積むような予算組みをしなければ、その5,000万円に更に5,730万円がプラスになった剰余金が発生する訳です。そうすると、今議員ご指摘の通り、その2分の1となれば1億700万円の2分の1ですから、5,300万円も2年間の間に財調に積まなければいけないという事であれば非常に財

政上リスクを背負うといいますが、確定した今の段階で5,700万円を積んでおけば5月31日に4,000万円あるいは5,000万円の剰余金が出た場合に、その2分の1を積みばいいという事で、逆に今予算措置することが後ほどの財政運営上非常に有利に働く訳です。

ですから、この5,720万円も留保するというのではなくて、やはり今きちんと予算組みをして積めるものは今積んでおく。そして決算を迎えた時には、例年であれば4,000万円ないし5,000万円は平成23年度の補正財源に充てると共に、その2分の1を23年度の予算で財調に積んでいく、これは地方財政法では2年間、23年度・24年度で積むそういう規定でございますけれども、浜中町においては、概ね翌年度で積み立ての処理をしているところであります。

次に、特別交付税の当初予定した額から増額する部分があるかどうかという御質問でございますけれども、これは年度の予算というのは、その前の年の12月ないし1月に概ね決まっております。それで、特別交付税というのは4月1日以降の特別な財政事情が発生した、その理由に基づいて交付されるものですから、予算を組み立てる時には4月以降どのような例えば災害でありますとか、どのような不測の事態が起きるかということは予想しかねます。それで追加の交付税というのは特別交付税を算定する時期にまで発生した事情については、その年に組み込まれるといいますが、ただ時期によって今回のように3月に発生する災害につきましては、もう既に特別交付税の算定は終わっております。

ですから、もっと早い時期であれば当該年度の特別交付税の算定に間に合う訳でありますけれども、今回のよう状況であれば先程も申しましたが23年度の特別交付税の算定の時に加味されるということでご理解をいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) だいたい分かりましたけれども、2年間の猶予そういうことがあるという事ですけども、例えば、今言われた今回はこの財政調整基金に積立てて、この次の議案に出てくる財政調整基金から取り崩すという事で対応されていると思うのですが、例えば今言われたもっと前に災害があったと、何かの事情でどうしても特別交付税が必要だと言った場合には出るという事ですね。そういう事が追加増額されるという事だと理解します。それで問題は浜中の場合は特別交付税が当初で2億1,000万円組んでいたという事ですね。それは今回増えた増額も状況については、浜中の財政

事情によるんだというふうにご説明があったのですが、それは例えば増えた理由がどういう理由なのか。ただ当初予算を低く組んだから、その差が出たんだというだけじゃないというふうには私は説明を聞いて思ったのですが、特別な事情というのはどういう事情で追加増額されたか。今回は全然事情もなくて低く抑えたからなったということなのか。そうしますと、災害も何も関係なく行われていく訳ですから、今さっきの御説明と合うわけです。特別な事情というのは何があったか。どういう事なのかという事でお聞きしたい。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 平成22年度の特別交付税のいわゆる特別事情ということの内容でございますけれども、そもそも特別交付税というのは、特別交付税を算定するための省令に基づいて交付されるわけでございます。その算出基礎となります項目は浜中町におきましても、実に83項目にも及んで交付される訳であります。この項目につきましては、毎年この項目だけではなくて増える項目もあれば減る項目もあるわけでございます。それで具体的にどのような内容で交付されているかと申しますと、例えばの例で申し上げますと項目が多岐に渡るものですから、例えば口蹄疫対策で平成22年は50万円これを交付されております。

また、頑張る地方応援プログラムという、そういうものが平成21年度までありましたがこれは3,000万円、これは全国の町村そうですけれども無かったんですよ。たまたま21年までの交付のメニューですけれども、それは全国どこでも無くなったと言うものでありますとか、あるいは消防の負担金で178万円、あるいは特別支援学級で169万円とかと、ずっとこの様に項目が町の仕事の細目に渡っております。

その中に災害にかかった経費についても、特別交付税の算定の一部とするということでもありますので、これをずっと説明しますと中々、今この議会で説明しつくせるものではございませんので、例を挙げましたがそういうことで御理解いただきたいと思いません。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 69ページ土木経費にかかわって、町道維持管理に要する経費の委託料、徐雪業務委託料の減額で関連になりますけれども、今年の冬は非常に雪が少なくて道路の傷んでいるところも少ないのかなというふうに思いますけれども、農村方

面のいわゆる耕作道路といいますが、作業に使うような道路で非常に幅員が狭い道路ですけれども、その砕石量が十分でない為にどうしても道路上に水が走ると、近年非常に雨の量が多いということで、そこに水を流す為にホイールローダーのバケットで水を切るんですね。そういう工法で委託業者は、なるべく道路が痛まないような配慮だと思っておりますけれども、そういった管理をされている訳ですけれども、近年の農作業機、非常に大型化されておりまして幅員いっぱい、いっばいで走って作業して使う訳ですけれども、非常に水を掘って歩くのですから、そこでバウンドして中には作業機を痛めた例も聞いておりますから、何とかこの工法については検討の余地があるのかなというふうに思いますし、町の方で委託業者に、そういった維持管理についての指導をされているのか。その辺の事について、ちょっとこの機会に伺っておきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) お答えいたします。今、議員さんおっしゃるとおり道路の路肩が夏は雨が降りますと、水が走って道路が決壊するという事で、ところどころ水を切って水捌けをそちらの方にするようにしてございます。それをしなければ、逆に道路自体の道路の車が走るところの砕石が流れてしまうと、そして穴がほれるという状況になってございます。

これにつきましては、根本的に舗装等をすればよろしいのですけれども、まだそういう状態にはなってございませんけれども、確かに最近、農機具が大型化されましてバウンドというお話もありますけれども、これにつきましては、今一度どうしたらいいのか考えてみたいと思えます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 考えてみたいというのは、考えるのは結構ですけれども、いわゆる改善されるという事なのではないでしょうか。課長、現場を見ているかどうか解りませんが、かなりところどころという様な半端なものでは無い所もあるのです。

実際は、かなり路肩以上に削られているところもありますし、十分にその砕石が満たされていれば当然、道路上は走らないのですけれども、財政上そういう事を要求しても無理だと思いますから、考えてみるとかではなくて、完全に改善してもらわなくては困るなというふうに思うのですけれども、再度、その辺についての見解を伺っておきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 建設水道課長。

建設水道課長(佐藤佳信君) これから夏維持業務もう始まっていますが、今一度、碎石等の十分できる限り補てんして参りたいと思います。以上であります。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

日程第12 報告第6号 専決処分の報告について

議長(波岡玄智君) 日程第12 報告第6を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 報告第6号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の平成22年度、下水道事業特別会計補正予算第6号の専決処分につきまして、歳入について漁業集落排水にかかる受益者分担金87万8,000円と使用料43万9,000円及び特定環境保全公共下水道整備事業の起債対象事業費の最終確定による起債20万円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金151万7,000円を追加補正するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億4,182万9,000円となります。次に、第2表地方債補正につきましては、地方債の借入限度額の変

更に伴う補正でございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。
(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第6号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第13 報告第7号 専決処分の報告について

議長(波岡玄智君) 日程第13 報告第7号議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 報告第7号専決処分の報告について、提案の理由を御説明いたします。

この度の、浜中町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴う改正であります。改正されました内容につきましては、出産育児一時金の支給額に係る改正であり、平成21年10月から平成23年3月までの間、緊急の少子化対策との位置づけで暫定的に現行35万円から39万円に引き上げた4万円の加算額を恒久化するもので、第6条第一項中の35万円を39万円に改め、附則第2項の暫定期間の経過措置を削除する

条例の改正を行おうとするものであります。

なお、施行期日は本年4月1日からとしております。

以上、提案の理由を説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

8番竹内議員。

8番(竹内健児君) 一点だけお願いいたします。国保条例一部改正で、第6条第1項出産一時金、現行35万円が39万円になるという事ですが、この第6条第1項のただし書きが条例にあるのですが、この部分の説明をお願いしたいというふうに思うのですが、ただし書きのところが町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認める時は規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするというふうにあるのですが、これとの関連をどういうふうに説明していただけますか。よろしくお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(金田哲也君) ただいまのご質問にお答えいたします。ただし書きの部分でございますけれども、今回の条例改正は、ただし書きの部分につきましては、そのまま残るような形になっております。この内容につきましては、健康保険法施行令第36条に規定されておまして、病院、診療所、助産所等で次の各号に掲げる要件で、いずれにも該当するものにより、医学的管理の元における出産であると保険者が認める時は3万円を超えない範囲以内で、保健者が定める金額を加算した金額を支給できるというふうになっております。

この条件といたしましては、例えば病院、診療所、助産所等の医療機関が医学的管理のもとにおける出産について特定出産事項が発生した場合において、当該出生した者の養育にかかる経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の出資に備える為の保険契約に入ること。

更には、出産にかかる医療の安全を確保し当該医療の質の向上を図る為、厚生労働省で定めるところにより、特定出産事項に関する情報の収集、整備、分析及び提供の適正かつ確実な実施の為の措置を講じている事。という様な条件を備えております、医療機関等での出産した場合においては、この39万円プラス3万円、上限として加算するという事が出来るという事でございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) 今まで35万円だったのが、町長の裁量権で3万円を上限として38万円が終わっていたんです。けど今回はこの35万円の所が39万円になると。したがって、3万円上積みすれば42万円になるという事で理解してよろしいのですか。そういう意味合いですか。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(金田哲也君) 今までも実は21年の10月以降、この23年3月31日までの間、暫定的に35万円を39万円にするという事は謳われておりました。それを、この3月31日で期限が切れるものですから、本則の方で第6条中の35万円を39万円に引き上げるとい事、今までと金額的には全く変わりはありません。たまたま今までは、暫定的に23年3月31日までという事になっていたものを、今後、健康保険法の改正がいつになるのか分かりませんが、それまでの間39万円。後プラス先程の3万円がその件に合えば、その3万円が加算される訳でございますけれども、最高42万円支給されるという事で、今までと変わるものではございません。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、報告第7号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

日程第14 報告第8号 専決処分の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第14 報告第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 報告8号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、先に国会で審議されておりました地方税法の一部を改正する法律が、本年4月27日に可決・成立し同日交付されたことに伴い、町税条例を緊急に改正する必要が生じたことから4月27日付をもって、専決処分により町税条例の一部を改正する条例を制定し、これに対応したところであります。

この度の改正は、町税条例に付則として、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例条項を加える改正で住民税の所得割の納税義務者等が所有する資産について、東日本大震災により損失を受けた場合は、当該損失を特例損失金額とし5年間雑損控除が受けられる特例規定を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則において公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います
質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第8号を採決します。

お諮します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

日程第 1 5 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）

議長（波岡玄智君） 日程第 1 5 議案第 3 2 号議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 議案第 3 2 号平成 2 3 年度浜中町一般会計補正予算第 1 号につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、東日本大震災関連の今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。補正の主なものを申し上げますと、歳出 2 款総務費では、その他一般行政に要する経費で、東北地方への災害見舞金として町村会負担金 5 0 万円を追加。5 款農林水産業費では、3 項水産業費の水産振興に要する経費で、暮帰別漁船保全施設整備調査設計委託料 1, 6 2 4 万 4, 0 0 0 円を減額いたしますが、これは防衛交付金事業として予定していた同事業を、今回の津波被害により災害復旧事業に組み替えるための補正であります。

また漁業制度資金利子補給に要する経費では、東北地方太平洋沖地震漁業災害融資事業利子補給として 1 4 万 8, 0 0 0 円を増額。6 款商工費では、産業振興資金貸付に要する経費で、津波により被災された商工業者に対する貸付金として 1, 3 0 0 万円を追加。1 2 款災害復旧費では水産施設災害復旧に要する経費で、水産系廃棄物の処理委託料などで 5 2 3 万 9, 0 0 0 円を補正。港湾施設災害復旧に要する経費では、水産振興に要する経費から組み替える暮帰別漁船保全施設災害復旧調査委託料など 2, 7 0 6 万 3, 0 0 0 円を補正。社会体育施設災害復旧に要する経費では、霧多布スポーツ広場の災害復旧工事費として 4 2 0 万円を補正。災害復旧費全体で 3, 6 5 0 万 2, 0 0 0 円の増額となります。

以上により、今回の補正額は 3, 3 9 0 万 6, 0 0 0 円となります。

一方、歳入につきましては、財政調整基金繰入金 3, 1 8 7 万 6, 0 0 0 円を増額補正するほか、商工機器等購入資金貸付金を 2 0 3 万円追加計上させていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は 5 9 億 4, 5 8 8 万 1, 0 0 0 円となります。

以上、議案第 3 2 号の提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くだ

さるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。歳入、歳出一括して行います。
9番野崎議員。

9番(野崎勇君) 今回の、災害復旧の工事と申しますか暮帰別保全ということで、2,600万円の補正予算のことについて、前回3月の定例会でこの部分について1,600万円これを切って新たに、こう言った補正をつけていただきました。この事について、この事業のメリットと申しますか、早期着工して早期に出来るんだという、そういうものであるのかどうか。そういった事を先に伺いしたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) ただ今ご質問のありました、暮帰別の漁船保全施設の改修に係る委託料の関係でございますけども、先ほど副町長の方からも御説明ありましたが、平成23年度当初、町単独事業として3ヵ年で改修しようという事で計画をしていたところ3月11日の津波災害で大きく破損をしたという事で、水産庁あるいは国土交通省とも協議したところでございます。この協議に基づきまして、国土交通省の港湾局の方の公共土木災害の普及事業として、この度、補助事業として認められたことから委託料等について、今回当初予算で組んでいたものを削除しまして、災害復旧費として2,600万円の委託料を計上したところでございます。

これのメリットあるいは、その早期改修という事になりますけれども、メリットとしては当初単独での整備だということでもございましたけども、今回の改修につきましては、激甚災害、本災という事でまず10分の8の補助率プラスアルファ激甚災害の補助率が上乘せになりまして、最大では98%近くの補助になりますけれども、個々の施設に係るものについては、今のところ93%から95%位の補助率で補助金が入ってくるだろうというふうに見込んで、現在、国の方に補助申請をしているところでございます。

完成につきましては、当初は3ヵ年計画でということでもやっておりましたが、今回全部破損したという事で災害復旧的には、短年度での改修という事になるかと思えますけれども、今のところ総事業費が約6億円近く見込んでいることから、昨日、北海道庁とも協議した中では単年度での復旧については、ちょっと厳しいだろうなというふうにも今のところ考えているところでございます。

議長(波岡玄智君) 野崎議員。

9番(野崎勇君) 解りました。やはり大きな事業という事で単独というか、1年それ以上もかかるかなという気がしますけれども、一番早急に工事に掛かっていただきたいという事は、やはりどうしても昆布に荷揚げ場、船上げ場の方は別として通路の部分というのは相当な船が付くという事で、そういった例えば工事を優先する、通路に関して早急なもので、やっていただきたいなとひとつの提案でございます。

そして、もう1つ別にお伺いしたいですけれども廃棄物の関係、この被害に対しての色々なこの廃棄物によって220万円くらいの補正という事で、廃棄物には主にウニ養殖漁業の漁具だとか、船の残骸そういった処理だと思います。この処理について、やはり個人負担というのも、これ全額町とか、道、国といいますか、そういったもので出来たのか、それとも個人に幾らかの負担を求めているのか。そこら辺を聞きたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(野崎好春君) まず1点目の、暮帰別の漁船保全施設の早期復旧についてでございますけれども、この先に漁業協同組合あるいは、この漁船保全施設の利用組合の方々ともお話しさせていただいておりますけれども、今年度1年は利用できないということで、他の港湾施設の利用についてうまく御協力をいただくということで、先に御理解いただいたところでございますけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、かなりの高額な事業費になるということで、単年度での完成を目指していきますけれども、もしかして2年にまたがるのかなというふうに考えているところでございますので、まず御理解を願いたいと思えます。

それと2点目の、廃棄物の処理委託料の220万円でございますけれども、内訳を申し上げますと、まず未登録の漁船、所有者の特定のできなかった漁船、これが今のところ22隻程度見込んでおります。これの処理費が1隻当たり約2万5,000円近く掛かりますので、これで100万円。それとウニ養殖施設と昆布の養殖施設これにつきましては団子状態になっているというか、所有者がなかなか特定できないということもありまして、これの処理については別海町の産業廃棄物の処理施設の方に約25トン程度、60万円程度を今見込んでおります。

それと、暮帰別のアサリ礁周辺のゴミの関係ですけれども、これにつきましては23台分で23万円。それと直接産業廃棄物として運搬した約14トン37万円。これについて町の方で費用負担をしているところでございます。ただし今回激甚災害に伴い、養

殖施設等の災害復旧事業の関係で被災ゴミについて国の補助制度が拡大されまして、これら被災ごみの処理費用について補助事業が出来ております。

今後、国に対して補助申請することになりますけれども、これについては国の方から費用負担が町の方に入ってくるという事になっていますので、ですから養殖施設と一般のゴミの処理については、国からの支援があるのかなというふうに考えています。

ただし漁船については、漁船保険等の関係もございまして未登録船ということで、これについては町単費の支出になるのかなというふうに考えているところでございまして、ご理解を願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 7番川村議員。

7番(川村義春君) 95ページの産業振興資金貸付に要する経費の産業資金貸付金1,300万円についてお聞きをしたいと思います。貸付金の申請については何件ございましたでしょうか。貸付金の限度額については、町長が適当と認める額という事になっておりまして、貸付委員会の意見を聞いて決定するというふうになっているようでございます。貸付委員会も、もう既に開かれたというふうには聞いていますけれども、いつ開かれたのかも確認をしたいと思います。

それから、貸付金の償還については5年以内の均等年賦償還となっておりますけれども、償還期間を延長してほしいという要望は無かったですでしょうか。もし申し入れがあるとすれば対応は可能なのでしょうか。

次に、今回災害復旧関連の補正でございまして、この度の大震災を踏まえて人命第一というふうに考えて関連質問をさせて頂きたいと思います。特に人命にかかわることですので、議長のお許しを得てご質問させて頂きたいと思います。平成7年当時から町長に要望があったと思いますけれども、災害時の避難経路で橋の段差が生じましたら避難できない地域がございまして。

それは、先程10番議員からもお話があったと思いますが、仲の浜地区全域それから琵琶瀬川中地区、親睦地区ですね。それと新川の川向地区の約140世帯400人以上の身の安全が図れなくなるという事がございまして。橋の前後に段差が生じた場合に備えて、砂袋を置いて欲しいという要望が平成7年当時からありまして、つい最近については19年11月に開かれたハザードマップの作成説明会の折にもそのマップに、ここに砂袋があるよという表示を入れてくださいという事も現地で申し入れをしてあったところでもございまして。

特に新川橋、琵琶瀬橋、寿磯橋はいずれも道道にかかる橋でございますが、これについて、その砂袋を置くということになると、道路の法面等に工作物を設置して、その上に砂袋を置くというような形になって道路協議が必要になってくると思います。それで今までも土木現業所の方と協議を重ねていると思います。

ですが、依然として未だかつて実施されていない。このような状況をどう見るか。経過等を含めてお知らせいただければと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹(越田正昭君) 7番議員の質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の部分の産業資金の申請の件数でございます。件数つきましては2件となっております。業者につきましては運輸業1件、それと加工業1件となっております。金額はこの定めている所で1,300万円というふうになっております。この部分での限度額という話もありましたけれども、この限度額等については今回の災害等の部分の中でまた、この規則等の部分の条例という中でも、この部分の限度額というのは特に定めておりません。

但し、先般のこの被害の額もかなり相当な額になっておりまして、この限度額の部分についても、先般の協議の中でお話がありましたけれども、これは特に限度額を定めないという話になりまして、基本的には今回出された部分については、額をちょっと参考までに話をしますけれども1件については300万円。もう1件については1,000万円という部分の巨額の加工の部分での資金援助という形で申請が上がってきております。この部分での期間でございますけれども、基本的には、この条例に定めている部分については5年ということで商工機器の場合はなっております。

但し、この5年の部分についてもこの部分の中でお話があった中で、商工業の部分での商工会の方からも延長要請というものがございました。この部分を受けながら、また貸付委員会の中での御協議をいただきながら町の方で、その部分については特に認める行為の中で、どうか御判断をいただきたいという部分がありまして、この部分の5年を7年という形での延長をさせてもらおうと。この7年の部分については、どこを算定したかとなると、水産業の部分の中での漁船の機器等の部分が最大7年となっております。これらの需要も含めて7年という形にさせていただきました。この辺は長期にもう少しという話もあったのですけれども、その辺も踏まえて今の条例上の中で精査をした中で、一応7年という形にさせていただきました。今回この対応の部分での申請について

は、4月18日に行っております。その中でその確定をさせていただいております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 2点目の橋、琵琶瀬川中地区、仲の浜地区、それから新川の一部、人口として500人弱、400数十人の方々の範囲で議員おっしゃりますように以前から、例えば平成15年の十勝沖地震のときにも段差が生じまして、琵琶瀬湿原の側に寿磯橋の避難の車が相当渋滞したという事もありまして、地域の方から橋のそばに土嚢を置いておけば避難して先に到達した人が、段差があればその土嚢を使って段差を解消して車で避難出来るんだよという事で要望がありまして、当時の釧路土木現業所、今、釧路建設管理部という所とも協議をさせてもらって全体的には了解はもらっております、細部について煮詰めたところ駄目な部分がちょっとありまして、例えば寿磯橋の前後に土嚢を置くスペースと言いますか、今ガードレールというのですか、片側ガードレールと、片側石材のガード帯と言いますか、そのうち側の歩道の部分ですとか、それから湿原センター寄りのちょっとした釣り客なんかが、よく止まっている駐車スペースの道路と、その駐車帯との分離帯の部分、緑地帯というのですか、あの辺りに土嚢を保管したちょっとした箱のようなものを置けないかという事で協議した経過がございます。

その時には、歩道の除雪、車道の除雪の際に邪魔になるという事で許可が出ませんでした。許可というか協議で了解を得られませんでした。それで、歩道の上それから先程の駐車場の脇の緑地帯が駄目だとすれば、ガードレールの外側の法面と言いますか、その辺りに先程、議員おっしゃったように杭なり牧柵なり斜面というか、法面がかなり急な法面になっておりますので、そこらに杭などを打って工作物を造って、その上に土嚢を保管出来るような形でという事を今考えておりますけれども、冬期間土嚢を裸でそのまま置いておくわけにはいきませんので、表現としては悪いかも知れませんが、よく金網のゴミ箱ではなくて木製のゴミ箱のような高さが50cmくらいでガードレールより高くない様に、一応湿原という事で景観の事も考えなきゃいけないので、ガードレールが高くないような形で横長に箱のようなゴミ箱の様な蓋つきの雨とか雪が入って、折角置いた土嚢がしばれたり袋が破損したりしないような形の箱を置けないかというふうな事を今考えておりますけれども、法面を使って良いかどうかという事を、まだいわゆる土現さんと協議しておりませんので、その辺をこれから早急に協議して土

嚢を設置できるように何とか工夫して出来る様に進めたいと思います。土現さんとこれから早急に協議したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

議長(波岡玄智君) 川村議員。

7番(川村義春君) 1点目の産業振興資金貸付金については、理解をいたしました。延長の申し入れがあれば、最大限7年までの延長が出来るようにしたという事ですね。本当に5年であれば、大変厳しい償還が迫られるなというふうに思っております。2年延長するだけでも相当助かっているんじゃないかなというふうに思っております。良く理解を致しました。

2点目の話ですけれども、3年前のハザードマップの作成説明会の折には、500年周期で地震が起きた場合最大10mから15mの高さで津波が押し寄せるというふうに現地で見せていただきました。3つの橋に囲まれたこのエリア内の中には、ほんとに強固な建物が無いということで、いち早く避難するという事が望まれております。

それで今後、法面を活用して工作物を作るというようなお話を今後、協議していくというお話ですけれども私から提案ですけれども、道路法の第32条に道路占用許可申請というのがあります。これを活用して、とにかく工作物の形態を作って申請をする。申請をした段階で何が不十分なのか指摘がされると思うのです。それで指摘をされた部分について改善をしていけば直ぐにでも出来るような物になるのではないかなというふうに思っております。道路法で言う24条協議とは別に道路占用許可ですから、これは万が一支障があるとすれば撤去出来る物ですよ。そんなことで是非、その方法で地域の住民の不安の解消に努めて頂くようお願いしたいなと思っております。

今月24日に予定されている防災避難訓練の折にでも、寿磯橋で段差解消があったという形で想定をして、そこで土嚢を積む訓練をするとかそういう考え方が出来ないかどうか。その辺も含めて、お話を聞かせいただければというふうに思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 1点目の道路法32条の占用許可申請の関係につきましても考慮して行きたいと思ます。ただ以前、この土嚢の設置の部分ではないのですけれども、土現さんとしてその法面を使う事に、例えば杭を打つだとか、実は街灯を設置した事業があるのですけれども、あの時も相当その法面を使うことについては、出来れば外して欲しいという難色を示されたこともありまして、この土嚢につきましても、どう

いう形で占用のOKを貰えるかどうか、ちょっとやはり速やかに協議したいと思います。

それと24日に予定しております、避難訓練の際の寿磯橋の土嚢、段差解消の土嚢積み
みの訓練につきまして、ちょっと内部で検討して、この13日に打合せ会議を予定して
おりますので、その中でも検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解
いただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) ほかにありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第33号 監査委員の選任について

議長(波岡玄智君) 日程第16 議案第33号議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木敏文議員の退場を求めます。

(鈴木敏文議員退場)

議長(波岡玄智君) 提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本博君) 議案第33号監査委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

議会議員の中から選任されます監査委員につきましては、議員の任期によると規定さ

れております。この度浜中町議会議員選挙が執行され、改選された事に伴い、人格見識の高い、鈴木敏文氏を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに提案した次第であります。よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います
御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。
これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、選任に同意することに決定しました。

(鈴木敏文議員入場、着席)

議長(波岡玄智君) 会議を一時中止します。

(中止 午後 2時47分)

(再開 午後 2時48分)

議長(波岡玄智君) 中止前に引き続き会議を開きます。

追加日程の議決

議長(波岡玄智君) ただいま配付した議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査・調査の申し出については、同委員会の性格上、次の定例会の前に委員会を開く必要があるため、閉会中の継続審査・調査の議決が必要となります。

したがって、本件は急施事件として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、急施事件として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

議長(波岡玄智君) 日程第 11 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

議長(波岡玄智君) これをもって本議会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、平成 23 年第 2 回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 49 分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員